

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成〇年〇月頃から、仕事が過密スケジュールとなって精神的に不安定になっていたという。被災者は、平成〇年〇月〇日、一酸化炭素中毒により自殺した。死体検案書には、「直接死因：一酸化炭素中毒」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、被災者の死亡は業務上の事由であるとして、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、被災者に精神科等への受診歴が認められないこと、会社関係者の申述等から被災者が精神障害を発病していたことをうかがわせる心身の症状の出現が認められないこと等をもとに、被災者が精神障害を発病したとは認められないと判断している。

(2) 当審査会としても、一件記録を精査しても被災者の精神障害の発病を医学的に推認するに足りるものは認められないことから、専門部会の意見は妥当であり、被災者が精神障害を発病したとは認められないものと判断することが相当である。

(3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるところ、認定基準では、対象疾病を定め、認定基準「第2 認定要件」の1において、対象疾病を発病していることを、業務上の疾病として取り扱われるための要件としている。

そうすると、上記（1）で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているとは認められないことから、認定基準「第2 認定要件」の1の要件を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) 以上のとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病していたものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人が被災者の精神障害発病の可能性を強く主張していることから、当審査

会としては、被災者が平成〇年〇月末に認定基準の対象疾病である何らかの精神障害（以下「本件疾病」という。）を発病したものと仮定して、業務に係る出来事についても念のため検討することとした。

(4) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①被災者は遠隔地出張の頻度が増大し恒常的な長時間労働が行われるようになったこと、②被災者が発注ミスにより会社から厳しく叱責されたこと、という2つの出来事を主張している。

(5) 上記(4)の①について、請求人は、平成〇年〇月頃から上司が家庭の事情で宿泊を伴う遠隔地出張をすることができなくなり、そのしわよせを受けて被災者の遠隔地出張の頻度が増大し、もともと恒常的な長時間労働があったところ、さらに、過密スケジュールとなって労働時間が増加したと主張するので、以下検討する。

ア 当該出来事は認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当たる。

イ 同出来事に関する労働時間の算定方法等について、請求人は、第3の1(1)（略）で主張した4点について瑕疵があり、これらの時間を労働時間に算入して被災者の労働時間を算定すると、評価期間においてほぼ毎月100時間を超える時間外労働がある旨主張する。

そこで、この点について検討する。フェリーでの移動時間についてみると、決定書理由にも説示するとおり、会社関係者は、要旨、「被災者がフェリー乗船後にしたことは、入浴、食事、リラックス、睡眠であった。被災者は旅行好きでフェリーでの出張は嫌いではないと言っていた。」旨述べており、フェリーでの移動については、行動の制約はあるものの、被災者がその移動時間中に具体的な労働を行ったことを認めるに足りる資料はないことから、その移動時間を労働時間としてみることはできない。

フェリーを利用しない遠隔地への出張時における労働時間の扱いについては、定時外に業務を行っていたことを確認することはできなかった。

積込みについては、Cは、要旨、「積込みは出張前日に行い、営業担当者が積込みを行うのは遅くても午後8時まで、製造が間に合わないときは夜勤の工場作業員が積み込んでいた。」と述べており、被災者がタイムカード打刻後にも積込みの業務を行っていたとの事実は確認することはできない。

上記を踏まえれば、請求人が算出した労働時間は、被災者がフェリーに乗船している時間の相当部分を労働時間に算入しているなど実態に合わない点がみられ、採用することはできない。一方、審査官は、決定書理由に記載された方法で労働時間の算定を行っているが、フェリーの出発時刻を終業時刻、同到着時刻を始業時刻とし、タイムカードについても、所定休日に出退勤記録がある場合は当該出勤から退勤までの時間を労働時間に算入した上で労働時間を算定するなど、その労働時間の算出方法は妥当であると、当審査会は判断する。

ウ そこで、審査官の算定した労働時間に基づいて検討すると、評価期間において、被災者は、本件疾病の発病前3か月目に時間外労働時間数が48時間39分であったところ、本件疾病の発病前2か月目には同時間数は68時間33分となり、評価期間における1月当たりの時間外労働時間数が最大となるとともに、発病前3か月目に比べ、時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加し、45時間以上となったのであるから、同労働時間の増加は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の強度は「中」と判断する。

(6) 上記(4)の②について、請求人は、被災者が、平成〇年〇月頃に業務上のミスが発生させ、営業会議で議題となり、ミス防止の方法の文書を何度も書き直しを命じられながら作成させられ、また、同年〇月〇日に、取引先に納入する物品について100個程度の誤発注を引き起こして、営業会議での糾弾及び懲罰的な配置転換の恐れがあった旨主張するので、以下、検討する。

当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみても、同年〇月頃のミスは、製造依頼書の作成ミスによる部品の寸法の誤発注であるが、早急に対応が行われて取引先にも迷惑をかけずに済み、ペナ

ルティーもなかったものである。また、同年〇月〇日のミスは、被災者がDに納品するメーターの寸法の誤発注であるが、早期に対応が行われて損害もなくペナルティーもなかったことが認められる。

これらを踏まえれば、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

(7) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」の出来事が1つ、「弱」の出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」とであると判断する。

以上からすると、仮に何らかの精神疾患を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「中」であって、当該精神疾患は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(8) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。